

地理的表示メールマガジン第 211 号(令和 6 年 5 月 21 日)

第 211 号

令和 6 年 5 月 21 日

1. 令和6年度地理的表示海外保護・侵害対策事業 公募開始のお知らせ
2. BUZZMAFF GI 応援チャンネル「知ぬどんどん」最終回のお知らせ
3. 登録の申請の事実の公示について

1. 令和6年度地理的表示海外保護・侵害対策事業 公募開始のお知らせ

(URL) <https://www.jgic.jp/koubo/index.html>

模倣品対策には、当該国で自らの知的財産権を確保することが最も効果的です。当該国で知的財産権を確保していれば、模倣品の生産者等に対し警告状を送ることによって、模倣品の流通を比較的容易に、短期間で回避することができます。

【事業内容等】

(1)協力関係にあるタイ・ベトナムへの GI 申請 : 定額、300 万円以内
(2)その他の GI 申請 : 1/2 以内、50 万円以内
(3)海外への商標出願 : 1/2 以内、1,000 万円以内

2 海外での侵害対策支援 : 定額、500 万円以内

2024 年 10 月 11 日(金)まで

以下のいずれかに該当する生産者団体

- 1) GI 登録済
- 2) GI 申請中(公示されていること)
- 3) GI 申請が確実(生産者団体の総会で議決された等)

4) 生産者団体が法人格を有しない場合は、1)から 3)のいずれかの団体に代わって商標出願を行うことについて当該団体と合意した構成員又は当該団体と一体となって知的財産の管理に取り組んでいる等海外への GI 申請・登録及び商標出願・登録を支援すべきと認められる者

地理的表示海外保護・侵害対策事業は、日本地理的表示協議会が農林水産省補助事業の一環として実施しています。

詳しい内容については、こちらのチラシもご覧ください。

(URL)https://www.jgic.jp/koubo/pdf/R6flyer_kansetsuhogyo.pdf

お問い合わせ先

〒114-0024 東京都北区西ヶ原 3-1-12

日本地理的表示協議会(事務局:一般社団法人食品需給研究センター)

地理的表示海外保護・侵害対策公募係 担当:深澤、江端

TEL : 03-5567-1991 FAX : 03-5567-1960

2. BUZZMAFF GI 応援チャンネル「知ぬどんどん」最終回のお知らせ

農林水産省では、職員自らが Youtuber となり農林水産物の魅力を発信するチャンネル「BUZZMAFF」を運営しています。

(URL)https://youtube.com/@buzzmaff?si=y_1Eg8Kd-ZpKG4sV

この度、GI をはじめとした農業知財に特化したチャンネル「知ぬどんどん」の最終回が、配信されました。

(URL)<https://youtu.be/4NeQTBP-l2U?si=JWJbX6I-9crUB7de>

1年半以上の間、「GI 応援団長」の知ぬが、GI の魅力を発信し続けました！これまでご視聴いただいた皆さん、応援してくださった隠れ知ぬファンの方々、誠にありがとうございました。最終回では、「GI 応援団長」にふさわしいチャレンジをしておりますので、最後までお楽しみください！

また、カルピス株式会社とコラボした動画も絶賛配信中です。

(URL)<https://youtu.be/HTihzoFDp8w>

そのほか、これまでの知ぬどんどんは、引き続き BUZZMAFF 上でご覧いただけますので、ぜひご視聴のほどよろしくお願い致します。

https://youtube.com/playlist?list=PLVc03uX0IwZuMid5vToYOsQUVV6vm4kvb&si=0JDLnn_zjsKu55uZ

知ぬどんどんは終わりますが、GI はこれからも一一つと盛り上がっていきますので、皆様、引き続き GI をよろしく願いいたします。

3. 登録の申請の事実の公示について

令和6年5月21日に、「指宿鰹節」について「登録の申請の事実の公示」を行いました。

地理的表示法では、申請を受け付けた産品について、農林水産省ウェブサイト内で登録の申請の事実の公示が行われます。
登録の申請の事実の公示一覧をご覧ください。現在どのような産品が申請されているかを確認することができます。
申請の事実の公示後、適切に審査を進めてまいります。

新たに申請された商品は、以下のとおりです。
※申請番号、主な名称、申請年月日のみを記載しています。

●第 291 号 指宿鰐節 令和 6 年 5 月 14 日

これまでの申請の公示等情報はホームページでご確認ください。
(URL) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

編集後記

先日家に届いた某旅行会社のパンフレットを眺めていたところ「広田湾産イシカゲ貝」の文字が目飛び込んできました。

有名な景勝地を訪れ、ご当地の食材を味わう2泊3日の観光ツアーの中に、GI 産品で、岩手県陸前高田市の広田湾だけで養殖され、幻の貝とも呼ばれている「広田湾産イシカゲ貝」について漁師さんの浜仕事を見学し、学びながら、生食・蒸し焼きで貝を食べる体験が組み込まれているプランでした。

出発日が限定されていたこともあり参加は諦めましたが、GI 産品を食べるだけでなく、生産地を訪ね、生産者の方から直接話を聞けるこのような観光とのコラボが増えていけば、GI 産品のことをより深く知っていただける機会となり良いなと思いました。(T)

※編集後記は地理的表示(GI)担当職員の個人的な雑感を述べたものであり、農林水産省の見解を示すものではありません。

[illegible]

発行：農林水産省輸出・国際局知的財産課

住所: 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号:03-3502-8111(内線4284)

FAX: 03-3502-5301

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/giact/mailmag/index.html>

メールアドレスの変更、メールマガジンの配信登録、配信停止はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html>

GIG